

令和8年度以降（第5期指定期間以降）の区福祉保健活動拠点指定管理者選定方法について

区福祉保健活動拠点（以下「拠点」という。）の指定管理者の選定については、平成25年度の包括外部監査の指摘を踏まえ、平成28年度以降（第3期指定期間以降）は非公募で、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）を選定しています。

このたび、令和8年度以降（第5期指定期間以降）の選定方法について、検討の結果、非公募による選定を継続することとしますので、御報告いたします。

1 選定方法の検討結果

区社協は、住民やボランティア等の福祉関係者とともに、長年にわたり地域福祉活動を展開するなど、拠点の指定管理者として「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」の非公募要件に合致しています。

また、令和3年度以降（現在の第4期指定期間）の事業実績評価では、18区全ての拠点で、区社協は指定管理者として良好な実績を収めており、区と区社協の間で、進捗状況の確認や課題解決に向けた方策等についての検討・共有が行われ、ボランティアコーディネートの活性化など、運営の一層の改善に向けた取組が進んでいると評価されています。

これを踏まえ、拠点の指定管理者は、非公募による区社協の選定を継続することとします。

2 今後の対応

(1) 指定管理者選定委員会における審査の実施

指定期間（5年）ごとに選定委員会を開催し、指定管理業務を適切に履行できる団体であるか、審査を行います。

(2) 事業実績評価の実施

毎年度事業実績評価を行うことで、区と区社協（指定管理者）の間で課題を共有し、区社協がもつ福祉関係者・団体とのつながりを活かし、課題解決に向けた取組を進めます。

3 第5期指定期間に向けたスケジュール（予定）

令和6年12月頃～ 選定委員会開催、指定候補者の選定（15区※）
令和7年9月（予定） 令和7年第3回市会定例会に指定議案提出（15区※）
令和8年4月 第5期指定期間開始（15区※）

※西区・中区・青葉区を除く15区

【参考1】包括外部監査の指摘（平成25年度）

これまでの選定でも区社協しか応募しておらず、「公募による指定管理者の候補者選定が実質的に行われていない」として、貸館などのハード面の業務に特化して公募するか、拠点の設置目的を踏まえて、非公募の指定管理者として選定するか、いずれかの方向性により、見直し「措置」を行うことが求められた。

【参考2】横浜市指定管理者制度 運用ガイドライン《第17版》抜粋

第4章 運用手続《1》 指定管理者の公募及び選定

1 公募手続

(1) 公募・非公募の決定

(略)

ただし、次のような場合には、公募とすることのデメリットがメリットを上回ることも考えられるため、その場合には、各施設設置条例の規定する範囲内で、「非公募」による選定とすることも可能とする。

(略)

ウ 極めて高度の専門性を要すること、又は利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合

【参考3】区社協について

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的にして組織された民間福祉団体。地域の福祉施設、民生委員・児童委員、連合自治会・町内会、地区社会福祉協議会、当事者団体、ボランティア団体、福祉関係団体、行政等の福祉活動を行っている団体で組織されている。

住み慣れた地域社会の中で「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作りだす」という活動理念のもと、住民やボランティア、市民団体など、福祉関係者ととともに、地域福祉活動を中心に様々な活動を展開している。

様々な活動団体、担い手の支援を通じて、ボランティア支援のノウハウを蓄積しており、支援を要する人のニーズを的確に見極め、きめ細かい対応を行っている。